令和7年度

第１回 評議員会
（旧 支会長会）

学べます　仲間ができます　守られています

令和７年５月
（書面審議）

宮崎県教育研究連合会

結　成　宣　言

勤評闘争以来、日ごとに混乱の度を深めていく本県教育界の現状を憂い、教育正常化の実現を目指す同志の団体が県下各地に生まれた。この動きは、更に市町村段階の組織から教育事務所単位へと拡大し組織化されていった。

やがて、県組織化への高まりとともに、その機、熟してここに宮崎地区教育有志会、南那珂教育協会、都北教育同志会、西諸地区教育同志会、西都地区教育研究会、県北教育研究会、西臼杵郡教育協議会の連合体として、宮崎県教育研究連合会（宮教研連）が結成され、職能団体として発足した。われわれは待望の結成の日を迎えよろこびにたえない。

よって今後は、本会の綱領・基本方針に従って、規約に定めるところを誠実に実践し、教育者としての良識と勇気、また燃える教育愛を基盤として、その上に相互の理解と信頼、友情による強固な団結を図り、本会の発展のために断固邁進するものである。

宮崎県教育研究連合会の理想とする、健全正常な教育の実践活動と研修活動は、必ずや社会の信頼を得て、正しい日本の発展、本県教育の振興に寄与するところ大なるものがあると確信するものである。

ここに、本会の所信を披れきして宣言する。

昭和４４年２月９日

宮崎県教育研究連合会

令和7年度　第1回　評議員会(旧支会長会)

○　議事等

		評議員会	代表委員会
(1)	規約改正	(報告)	(承認)
(2)	令和６年度　事業実績	(報告)	(承認)
(3)	令和６年度　一般会計決算・監査	(議決)	(承認)
(4)	令和７年度　本部役員（案）	(議決)	(報告)
(5)	令和７年度　努力目標及び事業計画(案)	(議決)	(議決)
(6)	令和７年度　会費（案）	(議決)	(議決)
(7)	令和７年度　一般会計予算（案）	(議決)	(議決)
(8)	令和７年度　代表委員会大会宣言（案）	(議決)	(承認)
(9)	各事業計画（報告）	(報告)	―

連絡　諸役割ローテーション
　　県外研修等予定
　　Zoom アカウントの支会での使用
　　広報メールグループ(MKKR-MG)への加入

資料　会則
　　慶弔規定
　　会費規則
　　支部規定
　　役員選出内規

第１号議案

宮崎県教育研究連合会会則改正提案理由

宮崎県教育研究連合会は、ここ数年来、会員減少については、一定割合での減少となっていた、しかし、令和6年度には、これまでの倍程度の急速な減少となった。このため、支会の中には、その運営に支障を来す状況となっている支会もでてきている。支会の統廃合は宮教研連全体の問題となっているため、全支会での協議と一定の合意をもって進める必要があると考え、関係規約等の改正議案を提案する。

なお、規約改正は、本来、代表委員会において議決すべき事項であるが、規約第11条2項の規定に基づき、本規約改正が「事業推進上必要な事項」である場合は、支会長会での議決が可能とされている。

そこで、本議案が「事業推進上必要な事項」であることを確認した上で、年度末多忙時に臨時の代表委員会を開催することは極めて困難なため、支会長会での議決をもって、改正することを提案するものである。

宮崎県教育研究連合会会則改正に係る基本方針

この基本方針は、令和６年度における急速な会員減に伴い、支会運営が困難になっている状況に対応するため、令和７年度当初からの運営を円滑にすすめるため、令和６年度中に規約改正を行うためのものである。本基本方針は、宮崎県教育研究連合会（宮教研連）の創設以来の歴史と今後の在り方を見据えて策定したものである。

１ 支会の在り方

宮教研連は、そもそも支会の連合体として創設された経緯を踏まえ、支会の統廃合に関しては、支会の意思を尊重することが第一義である。

ただし、人事異動などで会員が支会間をまたいで異動している実態や、近年の全県的な急速な会員減等もあいまって、支会の統廃合は宮教研連全体・会員全体の問題となっている事を鑑み、各支会における慎重な議論をお願いしたい。

２ 全日教連との関係

宮教研連と全日本教職員連盟（全日教連）は、全日教連創立時から、宮教研連とは切っても切れない深い関係にある。したがって、宮教研連の会員数が先細りごく少数となっても、会員がいる限りは、また、全日教連が存続している限りは、全日教連を脱退することはできない。

このため、宮崎県から宮教研連の火を消すことが無いよう、存続に全力を傾ける必要がある。

３ 規約等改正方針

① 支会が解散し、消滅した地域にいる会員を第一に考えること。 地域に支会がなくなっても、宮教研連の会員であり続けたいという会員に対して、他地区と比べて大きな不利益が生じないようにすること。そのため、支会がなくなった地域に新たに県傘下の「支部」をおく。

② 支部会員会費の減額に努めること。 支部では、支会主催事業が実施されなくなり、研修の機会が少なくなるため、現行会費の「県負担金＋支会会費」に対して、支部会員会費は「県負担金＋通信郵送費」として、現行よりも安価になるよう設定する。

③ 支会会員の研修機会の確保すること。 県本部主催の研修事業の拡充に努めるとともに、できるかぎり、オンラインやハイブリッド、サテライト方式で実施するなど、県内全域、特に、支部傘下の会員の参加促進を図る。

第１号議案

参考資料　　宮崎県教育研究連合会のこれまでとこれから
～支会の統廃合問題に関しての基本的な考え方～

宮教研連事務局

○　宮教研連の結成

宮崎県教育研究連合会（以下「宮教研連」と略す）は、昭和44年2月9日の結成宣言に記されているように、宮崎県内各地にあった教育正常化を目指す同志の8団体の連合体として結成されました。そのため、本会の名称は「○○連合会」となっているのです。

現在では、その各地にあった同士の会を「・・・支会」と称しています。

○　宮教研連と全日教連との関係　～　全日教連結成時

宮教研連は全国組織である『全日本教職員連盟（「全日教連」と略す）』（会員数約2万人弱）に加入しています。

今から50年前、全日教連が発足するとき、教育正常化のためには、全国組織が必要であるとの動きが興り、この考えを有する団体が発起人となり、全国有志に声をかけました。その発起団体となったのは、宮教研連をはじめ、栃木、岐阜、山口、徳島、香川の各県の6団体です。そうして結成された全日教連の初代委員長には、当時、宮教研連会長であった川崎哲夫先生（故人）（西池小学校長）が就任されました。宮崎県には、宮教研連の会員が、現職のまま東京本部での専従職員として勤務できる制度がありません。そのため、川崎哲夫先生は、西池小学校長を退職して、委員長に就任されたのです。まさに、一身を擲ってのご就任だったわけです。

この結成のいきさつから、発起6団体の代表が、全日教連の副委員長に就任するという、現行の役員制度につながっています。

○　宮教研連と全日教連との関係　～　宮崎からの発信

宮崎県は、人口割合では、国の100分の1です。したがって、国の制度で100名の加配がついても、宮崎県には1名の割当しかありません。逆に宮崎県の意見は、単独ではそれほど重要視されないかもしれません。しかし、全日教連の一員となると話は俄然違ってきます。全日教連は、国会や文部科学省とも友好な関係にあり、重要な政治局面で、しばしば意見を求められています。

先日も教育調整額増額の議論に関して、全日教連は文部科学省で記者会見を行いましたが、その場に宮教研連の理事も参加し同席しています。最近でも、部活動指導員制度、コロナ禍への様々な対応、働き方改革など、いろいろな場面において、本県の意見を全日教連として発言することにより、実現に繋げています。

○　これからの宮教研連　～　支会の在り方

前述のように、宮教研連は、もともとは支会の連合体です。そこで、支会が統廃合することに関しては、宮教研連の規約には定めがありません。支会の統廃合等は支会がそれぞれの判断で実施すべきことであるということです。

しかし、近年の全県的な急速な会員減等もあいまって、支会の統廃合は宮教研連全体の問題となっているため、各支会では、慎重なご議論をお願いしたいところです。

また、宮教研連の会則も、支会の存在を前提にしているため、支会がなくなっても対応できるよう、今年度中に会則の改定を検討します。

○　これからの宮教研連　～　全日教連との関係

前述のように、宮教研連と全日教連とは切っても切れない関係にあります。したがって、宮教研連の会員数が先細りごく少数となっても、会員がいる限りは、また、全日教連が存続している限りは、全日教連を脱退することはできない、ということをご理解を頂きたいと思います。

そのためも、宮崎県から宮教研連の火を消すことが無いよう、存続に全力を傾けて参ります。

第１号議案

会則の改定について

条・項	改正前	改正後
第６条	この会は、県内の８支会で組織する。	この会は、県内の支会及び個人会員で組織する。
第６条の２	－（新規追加）	支会が存在しない地域に、支部をおく。支部については、理事会規則で、別に定める。
第８条	この会に次の機関を置く。 １．代表委員会 ２．三役会 ３．支会長会 ４．理事会 ５．支会理事長会	この会に次の機関を置く。 １．代表委員会 ２．三役会 ３．評議員会 ４．理事会
第９条の３	代表委員会は、本会の役員及び8支会の代表委員で構成し、その過半数によって成立する。（以下略）	代表委員会は、本会の役員及び支会・支部の代表委員で構成し、その過半数によって成立する。（以下略）
第 11 条	支会長会は、代表委員会に次ぐ決議機関とし、次のことを審議決定する。（以下略）	評議員会は、支会・支部の代表である評議員で構成し、代表委員会に次ぐ決議機関とし、次のことを審議決定する。（以下略）
第 14 条	この会に、次の役員を置く。但し、副会長は各ブロックの代表４名と女性職員１名で構成する。 ○　会長（１名） ○　副会長（５名） ○　理事長（１名） ○　副理事長（３名） ○　理事（２０名以内、会長が必要とする数） ○　監事（３名） ○　会計（１名）	この会に、次の役員を置く。但し、副会長は支会・支部代表３名と女性職員１名で構成する。 ○　会長（１名） ○　副会長（４名） ○　理事長（１名） ○　副理事長（３名以内） ○　理事（支部理事を含む。２０名以内、会長が必要とする数） ○　監事（２名） ○　会計（１名）
第 14 条の 2	会長及び副会長、理事長、会計、監事は、支会長会で審議し、代表委員会で承認する。	会長及び副会長、理事長、会計、監事は、評議員会で審議し、代表委員会で承認する。
第 15 条の (5)	(5)　理事は、理事会の業務を分掌する。	(5)　理事は、理事会の業務を分掌する。支部理事は、支部に関する業務も掌（つかさど）る。

第１号議案

条・項	改正前	改正後
第 21 条	この会の経費は、各支会の負担金・賛助会員会費・補助金および寄付金をもって充てる。	この会の経費は、各支会の負担金・支部会員会費・賛助会員会費・補助金および寄付金をもって充てる。
第 21 条の２	各支会の負担金の額は、代表委員会で決める。	各支会の負担金及び支部会員会費の額は、代表委員会で決める。
第 23 条	第２条に定める会員の入会、退会及び休会等に関する事項は、各支会の規約に基づいて処理し、書面で支会長に届けることによって効力を発生する。	第２条に定める会員の入会、退会及び休会等に関する事項は、各支会の規約に基づいて処理し、書面で支会長に届けることによって効力を発生する。なお、支部においては、別に定める支部規定によるものとする。
第 23 条の２	賛助会員の入会及び退会も書面で支会長に届けるものとする。但し、入会の場合は、支会長の承認を必要とする	賛助会員の入会及び退会も書面で支会長に届けるものとする。但し、入会の場合は、支会長の承認を必要とする。なお、支部においては、別に定める支部規定によるものとする。
第 23 条の３	会員の入会及び退会等に関する異例且つ重要な事項については、支会長会で協議し、決定する。	会員の入会及び退会等に関する異例且つ重要な事項については、評議員会で協議し、決定する。
慶弔規定第３条	会員に慶弔が生じた時、当該支会会長・理事長は、直ちに本部事務局へ報告するものとする。	会員に慶弔が生じた時、当該支会長・支会理事長、及び、支部理事は、本部事務局へ報告するものとする。

第２号議案

令和6年度　事業報告　　R7.3.31

月	宮崎県教育研究連合会	曜日	参加	全日教連関連行事	曜日	参加
4				全日教連二役会･本部役員会(AM)(W)	6 日（土）	(1)
	三役会(H)	17 日（水）	(3)	第235回執行委員会･局会議(W)	13（土）～ 14 日（日）	(1)
	EPM①(W)	20 日（土）	(4)	令和5年度監査	20 日（土）	－
5	第1回教師力向上セミナー(H)(AM)	11 日（土）	(4)			
				第1回教育問題審議委員会	12 日（日）	(1)
	第1回理事会(W)	21 日（火）	(8)	第1回専門部会	12 日（日）	(4)
	EPM②(W)Open	18 日（土）	(5)	専門部要請行動	13 日（月）	(1)
	第1回支会長会･支会理事長会(書面)	25 日（土）	(18)	第91回評議員会	19 日（日）	(2)
	第54回代表委員会(W)(AM)	25 日（土）	(18)	積立年金制度申込締切		
6	EPM③(W)	1 日（土）	(4)	第236回執行委員会(PM)	8 日（土）	(2)
				◇第41回定期大会(東京)(AM)	9 日（日）	(7)
	第2回理事会(H)(PM)	17 日（月）	(8)	第1回選挙管理委員会(PM)	9 日（日）	ー
	EPM④(W)	15 日（土）	(4)	第5回教問審研究部会(W)	15 日（土）	(1)
	日台教育交流	23（日）～ 24 日（月）	(49)	日台教育交流(宮崎)	23（日）～ 24 日（月）	(25)
				訴訟費用･収入保障制度申込締切		
7	EPM⑤(W)	6 日（土）	(5)			
	第1回スクールマネジメントフォーラム(H)(AM)	7 日（日）	(25)			
	EPM⑥Open(W)	20 日（土）	(5)			
	第2回スクールマネジメントフォーラム(H)(AM)	21 日（日）	(18)			
	第3回理事会(H)	25 日（木）	(6)			
8				二役会･本部役員会、第237回執行委員会	2 日（金）	(2)
				◇第41回教育研究全国大会山口大会(分科会)	3 日（土）	(10)
	EPM⑦	17 日（土）	(5)	◇第41回教育研究全国大会山口大会(全体会)	4 日（日）	(10)
				◇次期リーダー研修会(東京)	22（木）～ 23 日（金）	(2)
	~~第9回宮教研連のつどい(H)(PM)~~	~~31 日（土）~~	~~中止~~			
9				給与法制局会議(W)	7 日（土）	(1)
				第6回教問審研究部会	21（土）～ 22 日（日）	(1)
10				第6次中央要請行動･教育懇談会(PM)	1 日（火）	(1)
				第2回専門部会(W)	6 日（日）	(4)
	EPM⑧	19 日（土）	(5)	第7次中央要請行動	9 日（水）	-
	第2回教師力向上セミナー(西臼杵)(H)(AM)	26 日（土）	(25)			
	第2回支会長･支会理事長会(H)(PM)	26 日（土）	(14)			
11	EPM⑨(W)	2 日（土）	(3)	役員選考委員会(AM)	3 日（日）	-
	EPM⑩(Open)(W)	16 日（土）	(5)	第238回執行委員会･局会議	3（日）～ 4 日（月）	(2)
	第3回スクールマネジメントフォーラム(H)(AM)	16 日（土）	(10)	◇教育シンポジウム(W)	16 日（土）	
	(兼　教育シンポジウム)			役員選挙告示	22 日（金）	
	第3回教師力向上セミナー(PM)	30 日（土）	(60)	積立年金制度申込締切		
12	EPM(W)	7 日（土）	中止	第3回教育問題審議委員会(AM)(W)	5 日（木）	-
				立候補者公示	20 日（金）	
	EPM⑪(W)	21 日（土）	(5)	訴訟費用･収入保障制度申込締切		
1				◇日本教師台湾訪問研修	3 日（金）	(2)
	EPM(Open)(W)	18 日（土）	中止		7 日（火）	
	~~第3回教師力向上セミナー(南那珂)(H)(PM)~~	~~18 日（土）~~	~~変更~~			
	第4回理事会(H)	21 日（火）	(6)	役員選挙投票日	22 日（水）	
2	EPM⑫(W)	1 日（土）	(5)	第239回執行委員会	1 日（土）	(2)
	EPM⑬(W)	15 日（土）	(5)	第92回評議員会(AM)	2 日（日）	(2)
	第2回支会長･支会理事長会(H)(AM)	15 日（土）	(21)	第2回選挙管理委員会(PM)	2 日（日）	
				給与法制局会議	8（土）～ 9 日（日）	(1)
				第1回教問審研究部会(W)	15 日（土）	(1)
3	EPM(W)	1 日（土）	中止			
	EPM⑭(Open)(W)	15 日（土）	(3)			
	令和6年度会計監査(PM)	19 日（水）	(5)			

※　感染症等の状況により、期日･開催方法等が変更になる場合もある。

W:Web　　H:Webと対面のハイブリッド開催　　無印：対面

EPM:EmpowerMeeting　　◇動員がある全日教連研修会等

第３号議案

令和6年度　宮崎県教育研究連合会　決算

令和7年3月31日

＜収入の部＞

項　　目	令和5年度予算	R6補正予算	決算額	執行残	備　　考
繰　越　金	2,013,826	1,867,212	1,867,212	0	前年度からの繰越
会　　費	9,036,000	6,608,200	6,837,200	229,000	会員数497名での試算
一般会員会費		6,605,200	6,837,200	232,000	内訳(新24名、2･3年79名、4･5年7名、継続364名、賛助20名)
その他の会費		3,000	0	△ 3,000	
助　成　金	10,260,000	2,860,000	2,967,718	107,718	弘済会･全日教連･教文研等
弘　済　会	200,000	200,000	200,000	0	
全日教連補助金	9,000,000	700,000	1,243,598	543,598	日台教育学術検討会
研究奨励金	160,000	160,000	60,000	△ 100,000	
旅費行動費補助金	900,000	1,800,000	1,464,120	△ 335,880	
寄　付　金	0	240,000	1,143,396	903,396	
一般寄付金	0	40,000	40,320	320	全日教連報償金　等
特別寄付金	0	200,000	1,103,076	903,076	支部移行に伴う支会からの寄付金
雑　収　入	14	10	903	893	利息等
その他の収入	0	50,000	1,873,760	1,823,760	
返　金　等	0	50,000	73,760	23,760	日台研究会参加費、返金、他
積立資金取崩益	0	0	1,800,000	1,800,000	
合　　計	21,309,840	11,625,422	14,690,189	3,064,767	

＜支出の部＞

項　　目	令和5年度予算	R6補正予算	決算額	執行残	備　　考
事　業　費	10,462,500	3,215,000	2,965,253	249,747	
研修費	430,000	425,000	173,622	251,378	
研究大会費	200,000	200,000	36,000	164,000	宮教研連のつどい(台風接近のため中止)
研修会費	120,000	120,000	86,000	34,000	各種主催研修会費
研究活動費	80,000	80,000	51,622	28,378	研究員研究諸経費 @¥15,000　他
研究紀要費	30,000	25,000	0	25,000	
支会研修助成費	112,500	0	0	0	▲支給停止
全国研修費	9,880,000	2,750,000	2,788,133	△ 38,133	
教研全国大会費	9,000,000	300,000	279,840	20,160	教研全国大会経費等(山口)
教育シンポジウム費	0	0	0	0	教育シンポジウム旅費等(Web)
日台教育学術検討会費	0	700,000	1,253,098	△ 553,098	日台教育学術検討会(宮崎)
中央研修費	880,000	1,750,000	1,255,195	494,805	次期リーダー研、台湾訪問研修等
広報費	0	0	0	0	
組織対策費	10,000	10,000	3,498	6,502	
福利厚生費	30,000	30,000	0	30,000	
管　理　費	2,764,960	2,219,960	1,953,330	266,630	
会議費	100,000	30,000	9,000	21,000	
総会費	30,000	20,000	0	20,000	感謝状、功労賞代等。
理事会費	0	0	0	0	
支会長会費	20,000	0	0	0	
諸会議費	50,000	10,000	9,000	1,000	会計監査旅費のみ
消耗品費	80,000	70,000	35,143	34,857	事務用品費
印刷製本費	20,000	20,000	0	20,000	各種印刷、名簿印刷他
旅費交通費	100,000	80,000	88,650	△ 8,650	
旅費	20,000	20,000	45,650	△ 25,650	
行動費	80,000	60,000	43,000	17,000	役員等行動費
通信運搬費	330,000	250,000	154,626	95,374	電話、輸送、切手代、宅急便代等
人件費	1,460,000	1,060,000	1,039,959	20,041	
給与手当	1,030,000	630,000	621,177	8,823	給与削減
退職給付費	0	0	0	0	
保険料等	430,000	430,000	418,782	11,218	社会保険、労災保険、税金等
備品費	20,000	20,000	0	20,000	
借損費	634,960	674,960	611,390	63,570	
使用賃借料	400,000	440,000	372,000	68,000	事務室家賃、機械警備(アルソック)代他
リース料	234,960	234,960	239,390	△ 4,430	複合型コピー機等リース
支払手数料	20,000	15,000	14,562	438	振込手数料等
負　担　金	6,498,000	4,830,000	4,826,600	3,400	全日教連負担金を減額申請
全日教連会費	5,346,000	3,936,000	3,936,000	0	会員一人あたり¥820×12カ月
教文研会費	1,122,000	864,000	864,000	0	会員一人あたり¥180×12カ月
その他	30,000	30,000	26,600	3,400	青少年育成県民会議、みやざき社会教育生涯学習研究会、他
予　備　費	1,560,000	1,278,000	100,000	1,178,000	年度当初運営資金(¥213000×6月) 台湾地震義援金
積　立　費	0	0	1,800,000	△ 1,800,000	積立資金
雑　　費	24,380	82,462	62,680	19,782	コピー機撤去等、つどい中止による奨励金返金
合　　計	21,309,840	11,625,422	11,707,863	△ 82,441	

収　　支	0	0	2,982,326		

第３号議案

監査報告

宮崎県校長会館において、令和６年度宮崎県教育研究連合会の会計と事業の執行に関する監査を実施しました。

その結果、通帳、収支記録等の関係書類は間違いなく処理され、異常の無いことを認めました。また、本会の事業に関しても目的達成のために適切、かつ、計画通りに実施されたことを確認致しましたので、報告します。

令和７年３月17日

監事　藤元拓也　印

監事　鈴木重仁　印

監事　横山猛　印

第４号議案

令和7年度　本部役員(案)

R7.5.14

役　　職		氏　名	勤務校(職名)			備考
会　　長		今村　信一	国富小	(校長)	再任	兼:全日教連副委員長
副　会　長		石井　豊久	本郷中	(校長)	新任	※副会長は、次ページの輪番表による。
		加藤　正嗣	沖水中	(校長)	新任	
		柴岡　浩介	北浦小	(校長)	新任	
		大田原　千佳	東郷小中	(校長)	再任	
理　事　長		坂元　堅	幸ケ丘小	(教頭)	再任	兼:全日教連執行委員
副 理 事 長		◎ 大脇　一洋	美郷南学園	(教頭)	再任	能力拡充期リーダー
		◎ 谷口　洋子	江平小	(教諭)	新任	養成・育成期リーダー
理事	養成・育成期チーム	○ 福島　龍太郎	大塚小	(教諭)	再任	サブリーダー
		中村　実	清武小	(教諭)	新任	
		津田　淳志	江平小	(教諭)	新任	
	能力拡充期チーム	○ 髙橋　武大	国富小	(指導教諭)	再任	
		雨﨑　雄	檍北小	(教諭)	再任	
		○ 児玉　幸一郎	通山小	(教諭)	再任	
	能力発揮期チーム	宮川　雄司	大淀小	(主幹教諭)	新任	
		杉山　真一	西小林小	(教諭)	新任	
事務局長／会　計		椨木　満	賛助会員		再任	能力発揮期リーダー
監　　事				(教頭)	新任	
		横山　登	西池小	(教頭)	再任	
顧　　問				(校長)	県校長会会長	
				(校長)	県校長会副会長	

◎:チームリーダー　○:サブリーダー

＜専門部＞

組織部	部長	中村　実(清武小)	広報部	部長	椨木　満(賛助会員)
	副部長	宮川　雄司(大淀小)		副部長	菊田　大樹(小松台小)
研修部	部長	髙橋　武大(国富小)	厚生部	部長	福島　龍太郎(大塚小)
	副部長	雨﨑　雄(檍北小)		副部長	津田　淳志(江平小)
特別支援教育部	部長	児玉　幸一郎(通山小)	養護教諭部	部長	(空席)(－)

※　女性教職員部・青年部は、組織部に統合
(令和4年度から)

＜全日教連関係＞

副　委　員　長	今村　信一(国富小)	教 問 審 研 究 部 員	菊田　大樹(小松台小)
執　行　委　員	坂元　堅(幸ケ丘小)	管 理 職 員 部 員	小出水　公宏(幸ケ丘小)
監　査　委　員	川越　次代(夏尾小)	特 別 支 援 教 育 部 員	児玉　幸一郎(通山小)
評　　議　　員	谷口　洋子(江平小)	選 挙 立 会 人	谷口　洋子(江平小)

第４号議案

＜副会長輪番表＞

年度 ＼ 支会	宮崎	南那珂	都北	西諸	西都児湯	日向	延岡	西臼杵	女性管理職
令和　4　年度	●	●		●			●		●
令和　5　年度	●		●		●			●	●
令和　6　年度	●	●		●		●			●
令和　7　年度			●				●		●
令和　8　年度						●		●	●

●:副会長　　※副会長をもう1名、支部の校長会員から選任する。

※全日教連管理職員部員については、校長会員から適任者を選任する。

＜代表委員会表彰者＞

本部			
宮崎		西都児湯	
南那珂		日向	
都北		延岡	
西諸		西臼杵	

※　表彰対象者は、県本部の会長・理事長・理事、及び支会の会長・理事長を2年以上務めた者。

＜研究員・教研全国大会発表者＞

研　究　員(R6～7)		研　究　員(R7～R8)	
宮崎	-(-)	南那珂	-(-)
西諸	丸山　直洋(西小林小)	都北	-(-)
日向	平田　太亮(諸塚中)	西都児湯	-(-)
西臼杵	-(-)	延岡	-(-)
全国大会発表者	R7年度教研大会は研究発表なし		

＜支会長・支会理事長／支部顧問・支部理事＞

支会	支会長／支部顧問	支会理事長／支部理事
宮崎支部	石井　豊久(本郷中)	中村　実(清武小)
南那珂支部	(－)()	(－)()
都北支会	加藤　正嗣(沖水中)	(－)()
西諸支部	馬場　義和(加久藤小)	(－)()
西都児湯支部	(－)()	(－)()
日向支会	小野原　康人(美々津小)	石本　健一郎(日知屋小)
延岡支会	柴岡　浩介(北浦小)	東坂　将秀(東小)
西臼杵支会	黒木　秀一(押方小)	(－)()

宮崎県教育研究連合会

１　綱領

～美しい日本人の心を育てる教育の創造～

(1) わたしたちは、社会的及び歴史的使命を自覚し、教育関係職員としての人格見識の高揚に努め、中正不偏の教育を推進する。
(2) わたしたちは、教育関係職員として研修の充実を図り、世界の平和と文化国家日本の発展、及び宮崎県の教育水準の向上に貢献する。

２　基本方針

(1) 本会は、学校教育に携わる誇りと職責を自覚する教育関係職員の組織とする。
(2) 本会は、宮崎県民の負託に応えるために、研修と実践を通じて資質向上に努め、ひいては宮崎県の教育の充実と発展に寄与する。
(3) 本会は、会員の主体性を尊重しながら組織の拡大を図り、民主的運営による職能団体とする。
(4) 本会は、各交会活動の育成強化に努め、相互の連絡及び協力を強固にするとともにその自主性を損なわないように運営する。

３　県民の負託に応え、時代の流れに柔軟に対応する宮崎県教育研究連合会

宮崎県教育研究連合会（宮教研連）は、昭和４４年２月に結成して以来、５０年以上に亘り、健全正常な教育の実践活動と研修活動の実践を目指して、会員一人一人が使命感をもって児童生徒の教育に当たってきました。教育に携わる者は、教育基本法に示される教育の目的を実現するために、専門的知識と実践的指導力を備え、豊かな人間性と社会性を身に付けた教育専門職でなければなりません。

そこで、宮教研連は、教職員の資質向上と安心して職務に専念できる環境を整えるために、更なる活動の充実を図り、会員相互の繋がりを一層深くし、組織強化に努めます。そして、宮教研連の活動を広く周知し、我々とともに研究と修養に努める仲間を増やし、組織の拡充に努めます。さらに、宮崎の未来を担う児童生徒一人一人と、その保護者の幸せを願いつつ、教育現場の抱える今日的諸課題の解決に正面から立ち向かい、県民の負託に応える教育を確立していくことにこれからも尽力してまいります。

加えて、未来に向かって邁進する組織であり続けるために、昨今の急激な社会や教育界の変革に柔軟に対応できる

(1) 職能団体として研究員制度を中核にした研究を深め、修養を積むことで教職員としての資質・能力の向上を目指す。会員のニーズに応じた本部主催の研修会等を実施するほか、各支会における研究推進を支援し、各種研修会等への活動助成を行う。
(2) これまで受け継がれてきた永い歴史と伝統を次世代につないでいくため、会員相互の学び合いを通して切磋琢磨するとともに、次世代を担う若手の先生方にも積極的に参加を呼びかけていく。また、学校現場の課題解決につながる事業を展開するなど、良識ある教育活動団体として各方面からの高い評価と信頼を損なわないよう、真摯な取組を続け、組織を時代に合わせて進化させ、組織拡大・強化に努める。
(3) 全日本教職員連盟及び日本教育文化研究所の加盟団体として、両団体が主催する教育研究全国大会や教育シンポジウム等への会員の派遣、親守詩事業への参加協力等の活動に積極的に取り組む。さらに、教育諸制度改善へ向けた取組等、全国規模の様々な活動にも協力する。

4　組織

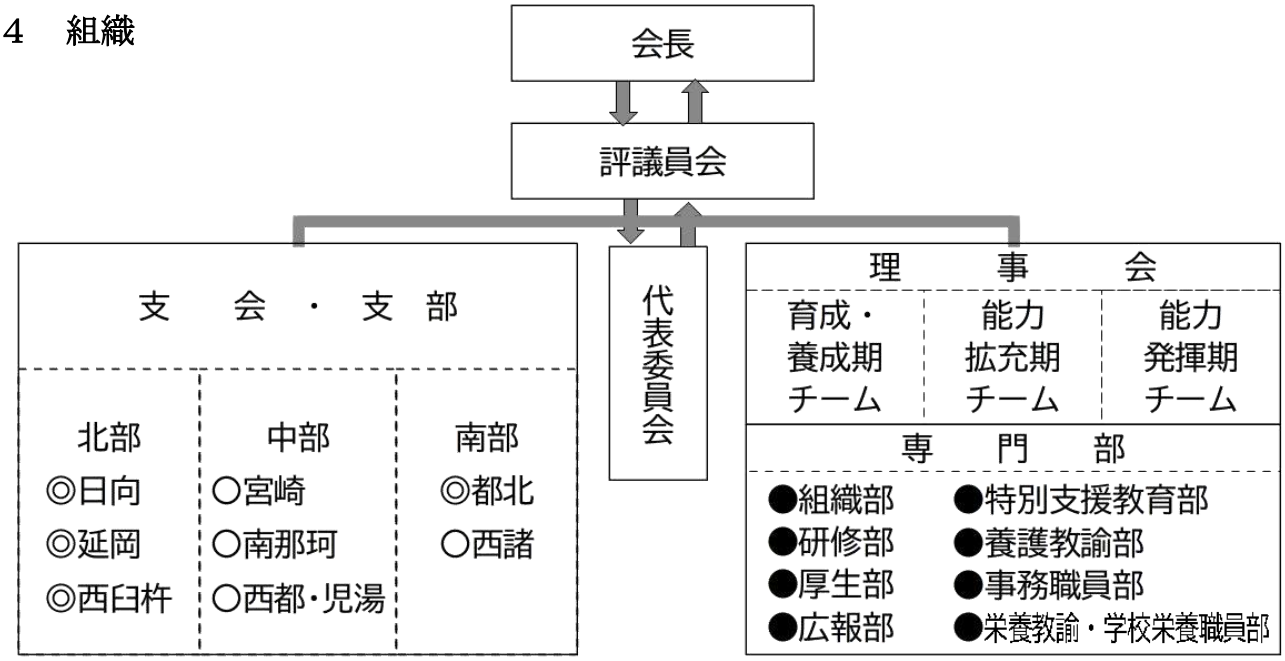

※女性教職員部・青年部は、組織部に統合（令和４年度から）

○　組織部	・会員獲得の計画を立て、ちらしの作成、配布等の情宜活動を行う。 ・会員相互や支会間、本部と支会間の情報交換・連携協力体制を整備し、組織強化を図る。 ・女性会員、若年層、中堅から管理職にわたる幅広い層の新規会員勧誘・獲得を強力に推進する。
○　研修部	・本部及び支会の研修計画を立案し、研究紀要を発刊する。 ・支会の研修、年間計画の立案及び実践を支援する。 ・講演会や講習会等の立案及び講師の選定を行う。 ・全日教連主催の各種大会に参加する。
○　厚生部	・全日教連共済への加入促進に努める。 ・要望活動を推進すると共に、会員の親睦を図る。 ・会員の慶弔に関する業務を行う。
○　広報部	・本部と各支会広報部との情報交換を行う。 ・会報を発刊し、会の活動状況を理解する。 ・ホームページ、ブログ、メール等による情報発信を行う。 ・各交会の活動の情報を交換する。
○　特別支援教育部	・特別支援教育に関する情報収集と会員のニーズに応じた情報提供に努める。 ・情報交換や組織のネットワーク確立を推進し、会員獲得に努める。 ・会員相互の親睦を図る。
○　養護教諭部	・養護教諭部の会員加入に努める。 ・時代の要請に即応した研修計画を立案し、その充実を図る。
○　事務職員部	・研修活動、要望活動を盛んにし、専門職としての資質の向上を図る。 ・中正不偏の教育を推進し、新会員の獲得に努める。 ・情報交換を盛んにし、相互の親睦を図る。
○　栄養教諭・学校栄養職員部	・栄養教諭及び学校栄養職員の会員加入に努める。 ・研修活動を計画的に推進する。 ・会員及び賛助会員の獲得に計画的に努力する。
○　本部（理事会）	・各会議、専門部会等の運営の円滑化を図り、まとめを行う。 ・各種外部団体との連携及び講師の斡旋を行う。 ・全日教連及び教文研主催の各種行事に参加する。 ・宮教研連本部の事業を執行する。

第５号議案

令和7年度　努力目標　（案）

宮崎県民の負託に応え、質の高い教育を提供するための研修活動の充実

ミッションステートメント：　魅力ある研修を通して、人と学びをつなぎ、同時に人と人をつなぐ

令和7年度　努力目標
【組織の強化・拡大】 ○　新規会員の加入促進と組織強化・拡大活動の充実 【研修の充実】 ○　質の高い教育を提供するための研修の充実、各種研修活動への積極的参加

令和7年度の具体的取組	
【研修の充実】 ○　宮教研連研究員制度の充実 ①　研究員の委嘱 R6・7年度　西諸・日向　2名 R7・8年度　南那珂・都北・西都児湯・延岡 ②　研究員への研究支援 ・本部での全体研究会 ・各支会の個別研究会 ・教研全国大会への派遣　等 ③　研究成果の普及 ・各支会での研究発表会 ・各研修会等での発表（R6・7研究員） ・研究紀要（Web 版）の発刊（R6・7研究員） ○　教職員のキャリアステージに対応した魅力ある研修活動の強化、充実、ハイブリッド化推進 ①　教師力向上セミナー 若手教員を対象に、3回の研修会の開催（支部共催） ②　スクールマネジメントフォーラム 中堅・ミドルリーダーを対象に、3回の研修会の開催（支部共催） ③ Empower Meeting 毎月1回の定例オンラインミーティングの開催 ○　教育研究全国大会（岐阜大会）（R7.8/3）への参加	○　全日教連・教文研主催研修等への派遣 ・次期リーダー研（東京都、R7．8/21～22） ・教育講演会（シンポジウム）（Web、R7.11/15） ・日台教育交流・教育学術会議（R7.6/22・23） ・日本教師台湾訪問研修（R8.1/3～7） ○　日本教育文化研究所への会員派遣 ・教育問題審議委員会への参加 ・教育問題審議委員会研究部会研究員委嘱（R7～8） ・研究実践の紙上発表（「教育創造」） ○「教育創造」「教育新聞」の原稿執筆 【組織の強化・拡大】 ○　新規会員獲得に向けた取組 ・会員獲得としての会費減免大幅拡充 ・若手や再任用職員の会員加入促進 ・大学等との連携推進 ○　各支会における厚生・親睦活動の実施 ・功労者・退職者表彰 ・情報交換会等の開催を推奨 ○　組織活性化のための情宣活動 ・宮教研連広報誌（Web 版）の発行 ・宮教研連を紹介するちらし等の作成、配布 ・ホームページ、ブログ等のWebサイトやメールグループ、C4thによる情報発信の強化・拡充 ○　全日教連共済会各種保障制度への加入促進 訴訟費用保険・積立年金制度・収入保障制度

主体的に社会を形成し未来を切り拓く力を育む教育の実践

～豊かな人間関係の中で学び合い高め合う子供の育成を通して～

第５号議案

令和7年度　事業計画(案)　　R7.5.14

月	宮崎県教育研究連合会		曜日	全日教連関連行事		曜日
4	本部役員打合会(理事長･事務局長)(H)	7	日(月)	全日教連二役会･本部役員会(AM)(W)	6	日(日)
				第240回執行委員会･局会議	12(土)～13	日(日)
	EPM①(W)	19	日(土)	令和6年度監査	19	日(土)
5	第1回理事会(H)	7	日(水)	第1回教育問題審議委員会	11	日(日)
	第1回教師力向上セミナー(宮崎支部)(H)(AM)	10	日(土)	第1回専門部会	11	日(日)
	第1回評議員会(書面･Web評決)	16	日(金)	中央要請行動②(専門部)	12	日(月)
	EPM②(W)	17	日(土)	第93回評議員会	18	日(日)
	第56回代表委員会(W)(AM)	25	日(日)	積立年金制度申込締切		
6				第241回執行委員会(PM)	7	日(土)
				◇第42回定期大会(東京)(AM)	8	日(日)
				第1回選挙管理委員会(PM)	8	日(日)
				中央要請行動④(省庁)	9	日(月)
				第2回教問審研究部会	14(土)～15	日(日)
	EPM③(W)	21	日(土)	日台教育交流(山口)	22(日)～23	日(月)
	第1回スクールマネジメントフォーラム(H)(AM)	29	日(日)	訴訟費用･収入保障制度申込締切		
7	EPM④(W)	19	日(土)			
	第2回スクールマネジメントフォーラム(H)(AM)(児湯)	20	日(日)			
	第2回理事会(H)	23	日(水)			
8				二役会･本部役員会、第242回執行委員会	2	日(土)
				◇第42回教育研究全国大会岐阜大会(全体会	3	日(日)
	~~EPM(中止:夏季休暇等のため)~~	~~16~~	~~日(土)~~	◇次期リーダー研修会(東京)	21(木)～22	日(金)
	第2回教師力向上セミナー(H)(共済事業)	23	日(土)			
9	~~EPM(中止:体育大会等のため)~~	~~20~~	~~日(土)~~	給与法制局会議(W)	6	日(土)
				第3回教問審研究部会(W)	20	日(土)
				中央要請行動⑥(教育懇談会)	25	日(木)
10				第2回専門部会(W)	5	日(日)
	EPM⑤(W)	18	日(土)	中央要請行動⑦(文科等)	8	日(水)
	第3回教師力向上セミナー(H)(AM)	18	日(土)			
	予備日　臨時評議員会(W)(PM)	25	日(土)			
11	第3回スクールマネジメントフォーラム(H)	8	日(土)	役員選考委員会(AM)	2	日(日)
	EPM⑥(W)	15	日(土)	第243回執行委員会･局会議	2(日)～3	日(月)
	教文研･教育講演会(W)	15	日(土)	◇教育講演会(W)	15	日(土)
				役員選挙告示	28	日(金)
				積立年金制度申込締切		
12	第3回教師力向上セミナー(共済事業)(PM)	6	日(土)	第3回教育問題審議委員会(AM)(W)	5	日(金)
	EPM⑦(W)	13	日(土)	立候補者公示	20	日(土)
	R6･7年度研究員会①(H)	13	日(土)			
	第3回理事会(H)	17	日(水)	訴訟費用･収入保障制度申込締切		
1				◇日本教師台湾訪問研修	3(土)～7	日(水)
	EPM⑧(W)	17	日(土)			
	第9回宮教研連のつどい(H)(PM)	17	日(土)			
				役員選挙投票日	27	日(火)
				第244回執行委員会	31	日(土)
2	第2回評議員会(H)(AM)	14	日(土)	第94回評議員会(AM)	1	日(日)
	EPM⑨(W)	21	日(土)	第2回選挙管理委員会(PM)	1	日(日)
	R7･8年度研究員会②(H)(PM)	28	日(土)	給与法制局会議	7(土)～8	日(日)
				第1回教問審研究部会	14(土)～15	日(日)
3	EPM⑩(W)	14	日(土)			
	令和7年度会計監査(PM)	18	日(水)			
	三役会	27	日(金)			

※　感染症等の状況により、期日･開催方法等が変更になる場合もある。

W:Web　　H:Webと対面のハイブリッド開催　　無印:対面

EPM:EmpowerMeeting　　◇動員がある全日教連研修会等

第６号議案

会費規定（代表委員会規定）

提案理由

１　支部移行に伴う支部会員会費の規定が必要になった。これまで支会役員が行っていた業務の一部を県本部が引き継ぐ関係で、事務負担・経費が増加する。そのため、支部会員会費は県負担金に事務経費を加算した額としたいと考える。
２　昨年度、年度途中の退会者が続出し、会費徴収の際に、一部で、混乱がみられた。そこで、退会者の会費についての規定を追加した。
３　再任用制度が廃止され、６５歳定年延長制度に伴い、６０歳超の会員が、賛助会員に移行しやすくするため、但し書きの部分を条項に追加した。合わせて、金額を調整した。

条・項	改定前	改訂後
第１条	この内規は、会費（各支会の負担金）の額等について定める。	この規定は、会費（各支会の負担金、及び、支部会員会費）の額等について定める。 ※用語変更　「内規」を「規定」に変更する。 （以降全て）
第２条	会費（各支会の負担金）については、別表１のとおりとする。	会費（各支会の負担金、及び、支部会員会費）については、別表１のとおりとする。
第５条	（追加）	退会者の会費については、以下の通りとする。 1）当該年度当初の県本部が指定した日までに退会届が受理された場合は、会費は発生しない。 2）県本部が指定した日以後に退会届が受理された場合は、会費は発生する。
第６条	（読替）	第５条　を　第６条　に読み替える
第７条	但し書き条項を ７条に移行	第７条　会員のうち、当該年度４月１日現在で、６０歳以上、かつ、３年以上の加入経験のある者は、本人の希望により、賛助会員に移行することができる。
別表１	（現行）	

職区分	加入年	会員徴収額の例	県への負担金
一般職	1年目	¥5,000	¥3,000
	2～3年目	¥6,000	¥4,000
	4～5年目	¥10,000	¥5,000
	継続	¥18,000～ ¥20,000	¥16,800
管理職	1年目	¥8,000	¥5,000
	2～3年目	¥12,000	¥10,000
	継続	¥18,000～ ¥20,000	¥16,800
再任用	ー	¥8,000	¥5,000
講師	ー	¥3,000	¥1,500
賛助	終身会費	¥3,000	¥3,000

<table>
<tr><td></td><td></td><td>（改定案）
<table>
<tr><th rowspan="2">職区分</th><th rowspan="2">加入年</th><th colspan="2">支会</th><th rowspan="2">支部会員会費</th></tr>
<tr><th>会員徴収額の例</th><th>県への負担金</th></tr>
<tr><td rowspan="4">一般職</td><td>1年目</td><td>¥5,000</td><td>¥3,000</td><td>¥4,000</td></tr>
<tr><td>2～3年目</td><td>¥6,000</td><td>¥4,000</td><td>¥5,000</td></tr>
<tr><td>4～5年目</td><td>¥10,000</td><td>¥5,000</td><td>¥6,000</td></tr>
<tr><td>継続</td><td>¥18,000～ ¥20,000</td><td>¥16,800</td><td>¥17,800</td></tr>
<tr><td rowspan="3">管理職</td><td>1年目</td><td>¥8,000</td><td>¥5,000</td><td>¥6,000</td></tr>
<tr><td>2～3年目</td><td>¥12,000</td><td>¥10,000</td><td>¥11,000</td></tr>
<tr><td>継続</td><td>¥18,000～ ¥20,000</td><td>¥16,800</td><td>¥17,800</td></tr>
<tr><td>講師</td><td>ー</td><td>¥3,000</td><td>¥1,500</td><td>¥2,500</td></tr>
<tr><td>賛助</td><td>終身会費</td><td>¥6,000</td><td>¥5,000</td><td>¥5,000</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>但し書き
（2）</td><td>（追加）</td><td>※　別表１の支部会員会費は、支会が存在しない地域（＝支部地域）に所属先がある会員の会費徴収額である。県への負担金に通信・郵送費を加算している。</td></tr>
<tr><td>但し書き
（3）</td><td>（追加）</td><td>※　別表１の支部会員会費については、会員個人が県本部指定の銀行口座に振り込む方法で支払うことを原則とする。ただし、振込手数料は県本部の負担とする。</td></tr>
</table>

第７号議案　令和7年度　宮崎県教育研究連合会　予算（案）

＜収入の部＞

令和7年4月1日　作成

項目	令和7年度予算	令和6年度予算	増減	備考
繰越金	2,982,326	1,867,212	1,115,114	前年度からの繰越
会費	4,083,400	6,608,200	▲ 2,524,800	会員数300名での試算
一般会員会費	4,083,400	6,605,200	▲ 2,521,800	内訳(新14名、2･3年47名、4･5年4名、継続223名、賛助5名)
その他の会費	0	3,000	▲ 3,000	
助成金	1,660,000	2,860,000	▲ 1,200,000	弘済会･全日教連･教文研等
弘済会	200,000	200,000	0	
全日教連補助金	0	700,000	▲ 700,000	日台教育学術検討会
研究奨励金	60,000	160,000	▲ 100,000	
旅費行動費補助金	1,400,000	1,800,000	▲ 400,000	
寄付金	0	240,000	▲ 240,000	
雑収入	10	10	0	利息等
その他の収入	500,000	50,000	450,000	運営資金取崩　他
合計	9,225,736	11,625,422	▲ 2,399,686	

＜支出の部＞

項目	令和7年度予算	令和6年度予算	増減	備考
事業費	1,880,000	3,215,000	▲ 1,335,000	
研修費	410,000	425,000	▲ 15,000	
研究大会費	200,000	200,000	0	宮教研連のつどい
研修会費	120,000	120,000	0	各種主催研修会費
研究活動費	80,000	80,000	0	研究員研究諸経費 @¥15,000　他
研究紀要費	10,000	25,000	▲ 15,000	
支会研修助成費	0	25,000	▲ 25,000	▲廃止
支部研修費	80,000	0	80,000	支部での研修･親睦費用（@400円×200名）
全国研修費	1,360,000	2,750,000	▲ 1,390,000	
教研全国大会費	300,000	300,000	0	教研全国大会経費等（岐阜）
教育シンポジウム費	0	0	0	教育シンポジウム旅費等（Web）
日台教育交流費	60,000	700,000	▲ 640,000	日台教育学術検討会、台湾訪問研修
中央研修費	1,000,000	1,750,000	▲ 750,000	次期リーダー研、会議旅費　他
広報費	0	0	0	
組織対策費	10,000	10,000	0	感謝状、功労賞、その他
福利厚生費	20,000	30,000	▲ 10,000	
管理費	1,965,000	2,219,960	▲ 254,960	
会議費	15,000	30,000	▲ 15,000	
総会費	10,000	20,000	▲ 10,000	
理事会費	0	0	0	
評議員会費	0	0	0	
諸会議費	5,000	10,000	▲ 5,000	会計監査旅費のみ
消耗品費	60,000	70,000	▲ 10,000	事務用品費
印刷製本費	20,000	20,000	0	各種印刷、名簿印刷他
旅費交通費	100,000	80,000	20,000	
旅費	50,000	20,000	30,000	
行動費	50,000	60,000	▲ 10,000	役員等行動費
通信運搬費	250,000	250,000	0	電話、輸送、切手代、宅急便代等
人件費	1,020,000	1,060,000	▲ 40,000	
給与手当	600,000	630,000	▲ 30,000	
退職給付費	0	0	0	
保険料等	420,000	430,000	▲ 10,000	社会保険、労災保険、税金等
備品費	20,000	20,000	0	
借損費	460,000	674,960	▲ 214,960	
使用賃借料	460,000	440,000	20,000	事務室家賃、機械警備（アルソック）代他
リース料	0	234,960	▲ 234,960	複合型コピー機等 廃止
支払手数料	20,000	15,000	5,000	振込手数料等
負担金	3,630,000	4,830,000	▲ 1,200,000	
全日教連会費	2,952,000	3,936,000	▲ 984,000	会員一人あたり¥820×12カ月
教文研会費	648,000	864,000	▲ 216,000	会員一人あたり¥180×12カ月
その他	30,000	30,000	0	青少年育成県民会議、みやざき社会教育生涯学習研究会、他
運営資金積立	1,103,076	0	1,103,076	※特別寄付を積立へ
予備費	600,000	1,278,000	▲ 678,000	年度当初運営資金（¥100000×6月）
雑費	47,660	82,462	▲ 34,802	
合計	9,225,736	11,625,422	▲ 2,399,686	

令和~~六~~七年度　大会宣言（案）

我々は、本日、ここに第五十~~六~~七回代表委員会を開催し、令和~~六~~七年度の活動方針を確認した。

宮崎県教育研究連合会は、昭和四十四年に組織を結成して以来、五十年以上に亘り、ひたすら児童生徒の健全な育成に情熱を傾け、本県の教育の充実発展を目指して不断の努力を積み重ねてきた。その地道な取組は、綱領に定める中正不偏の教育の推進に大いに貢献するものである。今後も、我々は先輩諸氏が築き上げてきた実績を引き継ぐ中で、時流を的確に捉え、社会の要請に応える教育を創造していくことに矜持をもって邁進していく所存である。

現在我が国は、次代を見据えた変革の只中にある。複雑で変化の激しい予測困難な時代を生き抜くために、子供たちは様々な変化に主体的に向き合って関わり合い、~~予測困難な時代に変化を恐れず何事にも柔軟に対応していくことが求められる。~~その過程を通して、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していく力を身に付けさせる必要がある。そのためには、我々教職員は、自らの資質・能力を向上させ、将来の我が国を担う子供たちの健全育成に寄与しなければならない。

我々は、教育専門職としての誇りをもち、その使命と責任を自覚し、日本の未来に向け、「美しい日本人の心」を受け継ぐ人材を育む教職員団体の一員として、自らの資質向上に努め、より質の高い教育を実践するとともに、組織の改革と充実に向けて、なお一層の努力をしていかなければならない。このような我々の高い志と真摯な努力が、多くの教育諸課題の解決につながり、真に宮崎県民からの負託に応えるものとなることを確信している。

これらの決意のもと、我々は、ここに次のことを誓う。

一、美しい日本人の心を育成し、日本人としての誇りを培う教育を実践する。
一、教育専門職としての自覚をもち、高度な専門性と豊かな人間性を身に付け、質の高い教育を展開する。
一、教育諸課題の解決に全力で取り組み、明日の宮崎を担う子どもたちの健全育成に邁進する。

右、宣言する。

令和~~六~~七年五月二十五日

第五十~~六~~七回宮崎県教育研究連合会代表委員会

報告事項(1)

令和７年度　宮教研連　教師力向上セミナー（案）

Ｒ７．５／１１

１．研修の目的

○　県下の教職員（講師・教師を目指す大学生を含む）を対象とし、本県教育を支えるための教師力向上（主に教科指導力等）を高める研修を通して、本県教育の課題解決に寄与できる判断力、行動力をもった教師を育成する。

○　新規採用や若手教職員などをはじめ教職員全般の参加を推進し、組織拡大に務めるとともに、教職員の情報交換や交流を促進し、縦・横のつながりを深め、本県教育がより発展するための研修の場とする。

２．主催：宮崎県教育研究連合会

３．後援：宮崎県教育委員会

４．年間実施計画（予定）

回	日時	会場	講師	研修内容･備考
1	5月10日(土) 10:00～12:00	宮崎県教育 研修センター	高橋武大 指導教諭	体育科指導 (宮崎支部共催)
2	8月23日(土) 13:30～16:00	JA･AZM ホール (教弘宮崎共催)	中西英指導教諭 他	教育論文の作成方法 「教育論文は、スキルアップへの近道です」
3	12月6日(土) 午後	赤江小学校 (共済事業)	未定	保護者対応

５．その他

＊　教師力向上を掲げた研修として、学級経営や教科指導、特別支援、道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間等に関わる研修を行う。

＊　各支会・支部との連携を推進する。

＊　新規採用や若手教職員、教職員全般に広く周知し、会員獲得にもつなげるため、Zoom などを活用したオンライン研修会の開催も検討する。

＊　できるかぎり、会場での研修会を録画し、編集して、後日、オンデマンド配信する。

R7.4/30

令和７年度　宮教研連

「スクール・マネジメント・フォーラム」

１　研修の目的

○　管理職や中堅職員を対象として、本県教育の課題解決に繋がる研修を行い、学校の機能強化に資する判断力や行動力をもった教師を育成する。

○　様々な分野から講師を招いた研修をすることで、会員の見識が広がることを期待し、資質の向上を図る。

○　学校経営、管理、教育法規等、スクールマネジメントに係わる研修を行い、情報交換や交流を促進し繋がりを深めることで、次世代のリーダーとなるべき人材の育成を図る。

２．主催：宮崎県教育研究連合会

３．後援：宮崎県教育委員会

４．年間実施計画（予定）

回	日時	会場	講師	研修内容･備考
1	6月29日(日) 10:00～12:00	宮崎市内 (予定)	椨木　満	スクール･マネジメントの基本(仮)
2	7月20日(日) 10:00～12:00	西都児湯地区 (西都児湯支部共催)	未定 (県教委OB等) (現職校長)	学校経営の課題(仮)
3	11月８日(土) 10:00～12:00	県教育研修 センター(予定)	未定 (法律関係者等)	学校経営とスクール･コンプライアンス(仮)

５．その他

＊　講義だけでなく、協議や演習などを組み入れ、参加者が相互に意見交換できる場を工夫し。充実感を味わってもらうようにする。

＊　本研修には、参加を希望する一般会員も参加できる。

＊　組織拡大のため、Zoom などを活用したオンライン研修会の開催も検討する。

＊　会場での研修会を録画し、編集して、後日、オンデマンド配信する。

令和７年度 宮崎県教育研究連合会研究員制度

令和7年4月30日
宮崎県教育研究連合会研修部

１　目的

○ 宮教研連の活動の中核となる研修活動の充実を期して、毎年発刊する研究紀要における紙上発表や、本部・各支会等の研究発表大会における研究発表等を通して、研究成果の普及を図り、会員の力量の向上に資する。（後援：宮崎県教育委員会）

２　研究員制度

（1）研 究 員：個人または団体（4つ以内）
原則として、AまたはBの区分の地区から個人または団体を公募する。A／Bは毎年度、交代する。（希望があれば、地区にはこだわらない。）
個人：1名（会員）、または、3名以内のグループ（1人が会員であること）
団体：学校または団体。（研究発表者が会員であること。）

（2）研究期間：２か年の研究期間（実質１年半）とする。

区分	Ｒ２	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
A	宮崎 西諸 日向 西臼杵	研究紀要 研究発表	宮崎 西諸 日向 西臼杵	研究紀要 研究発表	宮崎 西諸 日向 西臼杵	研究紀要 研究発表	宮崎 西諸 日向 西臼杵
B		都北 延岡 南那珂 西都児湯	研究紀要 研究発表	都北 延岡 南那珂 西都児湯	研究紀要 研究発表	都北 延岡 南那珂 西都児湯	研究紀要 研究発表

（3）研究体制　県本部からの研究支援体制の拡充
・研究員１年目には、必要に応じて県教委指導主事や大学教授陣等のサポートを受けつつ、支会主導で研究を推進し、より質の高い研究を目指す。
・１年目年度末に研究論文（未完成でも可）を提出いただき、「提案検討会」を複数回実施し、発表準備（報告書推敲とプレゼン検討、発表練習等）を行い、２年目６月を目処に、研究大会等での発表資料・研究論文として製作する。

＜県本部研究推進組織＞

役　割	仕事内容	分 担 者
統括責任者	統括と助言	会　　長
責任者	連絡・調整	本部研修部長・副部長
研究者・発表者	研究・発表	研究員・発表者
協力員	研究への協力 資料準備等	本部役員、支会役員、前年度発表者、その他

※ その他の協力員とは、発表者及び会長が研究推進のために必要と考える人員で、人数に制限はしない。各支会で、研究員とともに取り組める人員を確保する。本部の研究会等への出席の際の旅費は、本部で負担する。

３　研究に係る費用について

○ 旅費は、できる範囲内を本部で負担する。
○ 研究助成金については、総予算の範囲内で、個人は15000円、団体は30000円以内とする。

４　研究内容について

○ 研究内容については下記の方向性を踏まえたもので、今日的教育課題に即応したものとする。
○ 教育研究全国大会での提案（下記）を踏まえた研究とする。
○ 団体研究は、校内研究及び研究団体の研究も可とする。
○ 過去に発表したものは該当しないが、校内研究や協同研究等をもとにして、研究主題等を個

人やグループで新たに設定したものは可とする。

○ 他の研究論文公募等への応募については、特に、妨げない。重複も可とする。

○ 例年、研究領域が教科指導に偏るため、全国大会を視野に入れ、集中しないよう調整する。

※「健康教育」には 体力向上面(体育指導)の側面もある。

※ 教研大会での発表については、該当する研究内容がない場合は、過去に該当内容を研究した会員に依頼したり、支会に依頼して研究プロジェクトを立ち上げたりして取り組むこととする。

理念 美しい日本人の心を育てる		主題「主体的に社会を形成し未来を切り拓く力を育む教育の実践」 ～豊かな人間関係の中で学び合い高め合う子供の育成を通して～
研究内容	学習指導A	我が国と郷土の歴史や伝統・文化への理解を深める学習指導
	学習指導B	学びの連続性の中で、確かな資質・能力を育む学習指導
	道徳教育	道徳科を要とする豊かな人間性を育む心の教育
	健康教育	「食育」「保健」「体育」を通した生活習慣の改善を図る教育
	学校マネジメント	学校における働き方改革の達成と「社会に開かれた教育課程」の実現
	特別支援教育	個に応じ、能力を伸ばす特別支援教育

5 研究員研究の進め方について

日程	行事	R6・7年度研究員	R7・8年度研究員
R7.4中旬	第1回提案研究会 (本部理事のみ)	研究論文検討(本部) (全国大会等発表への準備)	研究員・団体報告(6月末まで)
R7.5/17(土)	第2回提案研究会 兼 第1回研究員会	プレゼン内容検討 (全国大会等発表への準備)	制度の趣旨や研究の進め方、論文の書き方等の説明主題・副題・仮説・研究内容・研究計画の検討
R7.5/25(日)	代表委員会	研究員の紹介	研究員の紹介
R7.6月末日		研究要覧発行 準備	「研究計画書」提出
R7.7月	研究会(支会)	研究発表準備	研究の方向性・内容・研究方法等の検討・修正、決定
R7.8/3(日)	**教育研究全国大会**	**参加(岐阜、発表なし)**	**参加**
R7.9～12月	研究会(支会)	論文のWeb公開	研究経過中間報告(研修部長より連絡)
R7.12/13(土)	第1回研究員会	－	
R8. 1/17(土)	**宮教研連のつどい**	**研究発表**	**参加**
R8.2/28(土)	第2回研究員会	－	研究論文仮提出(未完でも可)、内容検討
R8.3月末	研究論文本提出	－	
R8.4月	全国大会提案検討会	－	研究論文検討(本部)(全国大会等発表への準備)
R8.5月	第1回研究会 全国大会提案検討会	－	プレゼン内容検討(全国大会等発表への準備)
R8.6月	全国大会提案検討会	－	全国大会等発表の最終確認、研究要覧 発行
R8.8月	**教育研究全国大会**	－	**研究発表**
R9.月	**宮教研連のつどい**	－	**研究発表**

R7. 6／30（月）までに「研究計画書」を提出
提出先 jmkc@miyakyoukenren.sakura.ne.jp
宮教研連本部事務局 宛て

宮教研連 研究員担当 本部研修部長
事務局連絡先 電話 0985-27-4508 ／ 070-5416-0833
jmkc@miyakyoukenren.sakura.ne.jp

報告事項(4)

令和７年度　宮教研連　Empower Meeting　実施計画（案）

Ｒ７．４／３０

１　目的

(1) 宮教研連の全ての会員が、学んだり、他の会員と交流したりできる場を確保するため、及び、アウトプットの学びの場、インプットの学びの場となる研修の機会を確保するため、オンラインで定期的に研修機会を設ける。

(2) 本会の特色である「会員の多様性」を生かし柔軟で幅広い研修内容を提供する。

(3) 魅力的な研修の機会を一定量確保することにより、新規会員の獲得につなげる。

２　研修の概要

(1) 研修日時　原則毎月第３土曜日　　午前８時００分～９時００分（１時間以内）

(2) 対　　象　宮教研連　全会員

(3) 開催方法　Zoom アプリを活用したオンライン研修

(4) 研修形態　研修内容に応じて、柔軟に研修形態を組み立てていく。

（例）　○　講師を設定した知識伝達型
　　○　参加者によるレポート交流型
　　○　テーマをもとに対話を行うパネルトーク型
　　○　教材・教具等の作成などのワークショップ型

(5) その他

話題提供は基本的に会員が行う。会員にとってのアウトプットの場になるようにする。

３　研修計画

回	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
月	４	５	６	７	１０	１１	１２	１	２	３
日	１９	１７	２１	１９	１８	１５	２０	１７	２１	１４

下記内容を、計画的に実施する。

(1) パワポ１枚交流会：参加者による、パワーポイント１枚程度の相互情報提供・共有

(2) 読書会「修身教授録」：森信三の「修身教授録」の輪読会

(3) 対話の会「学級経営・学校経営を語ろう」：学級・学校経営に関するフリートーキング

(4) 話題提供：講師による話題提供と共有。オープン参加とする。

(5) 教師としての生き方等に関する講話

(6) 教育界で話題となっているのトピック係る話題提供　　その他

４　広報・参加申込

⑴　広報

・会報、チラシ、Web、会員からの声かけ、口コミ等、幅広く広報を行う。

⑵　参加申込

・Web 上に参加申込フォームを設ける。

令和7年度
各支会/支部　諸役割分担ローテーション

1　代表委員会

年度	宮崎	南那珂	都北	西諸	西都・児湯	日向	延岡	西臼杵
30		議長	議長		大会宣言	記録	議事録署名	
元	議長		大会宣言	記録	議事録署名			議長
4	（大会宣言）	（記録）	（議事録署名）			（議長）	（議長）	
5	（議事録署名）				開会の辞			大会宣言
6		大会宣言		（議事録署名）		開会の辞		
7	（議事録署名）		大会宣言				開会の辞	
8				大会宣言		（議事録署名）		開会の辞
9	開会の辞				大会宣言		（議事録署名）	

・原則、オンライン開催のため、役割分担を変更しました。議長・記録は、本部で行います。
・支会の場合、支会長が行うか支会理事長が行うかは、支会にお任せします。
・閉会の辞は、副会長（女性管理職）にお願いいたします。
・議事録署名は、来場している方にお願いします。来場者がいない場合は、括弧書きの支会とメール等でのやりとりをして、行います。

2　評議員会（旧支会長・理事長会）

年度	宮崎	南那珂	都北	西諸	西都・児湯	日向	延岡	西臼杵
30	①議事録署名	②議事録署名	③議事録署名	④議事録署名	①開閉会	②開閉会	③開閉会	④開閉会
元	①開閉会	②開閉会	③開閉会		①議事録署名	②議事録署名	③議事録署名	
4	②議事録署名	③議事録署名		①開閉会	②開閉会	③開閉会		①議事録署名
5	③開閉会		（①議事録署名）	（②議事録署名）	（③議事録署名）		①開閉会	②開閉会
6		①開閉会	②開閉会	③開閉会		（①議事録署名）	（②議事録署名）	（③議事録署名）
7	（①議事録署名）	（②議事録署名）	（③議事録署名）		①開閉会	②開閉会	③開閉会	
8	②開閉会	③開閉会		（①議事録署名）	（②議事録署名）	（③議事録署名）		①開閉会
8	①開閉会	②開閉会	③開閉会		（①議事録署名）	（②議事録署名）	（③議事録署名）	

・役割分担は、支会理事長様にお願いします。
・原則、オンライン開催のため、議事録署名は、来場している支会理事長にお願いします。来場者がいない場合は、括弧書きの支会理事長様とメールでのやりとりをして、行います。
・①②③などの数字は、その年度の開催回数を示しています。

3　執筆等

年度	宮崎	南那珂	都北	西諸	西都・児湯	日向	延岡	西臼杵
30	教育新聞		創造95号			創造96号		
元		教育新聞		創造97号				
2			教育新聞		創造98号			
3				教育新聞		創造99号		
4					教育新聞		創造100号	
5						教育新聞		創造101号
6	創造102号						教育新聞	
7		創造103号						教育新聞
8	教育新聞		創造104号					
9		教育新聞		創造105号				

・年度により、依頼件数が異なり、この表の通りにならない場合がある。
・本部事業に関することや急ぎの依頼の場合は、県広報部で対応する。
・執筆依頼内容は、その都度、異なるので、臨機応変に対応する。

4　全日教連関係（選挙人：支会長または支会理事長、支部理事）

年度	宮崎	南那珂	都北	西諸	西都・児湯	日向	延岡	西臼杵
7	選挙人①			選挙人②			選挙人補欠	
8		選挙人①			選挙人②			選挙人補欠
9	選挙人補欠		選挙人①			選挙人②		

※　全日教連役員選挙は、1月中旬に書面で投票が行われ、1月末か2月初旬の評議員会の後の選挙管理委員会で開票されます。例年、宮教研連の選挙人割当は2～3人で、3名の場合は、本部より1名を出します。補欠は、選挙人が都合が悪くなった場合の代理です。

令和7年度　県外研修予定及び参加の割り当て

研修と交流が目的です。参加者には、研修後に、その内容を広めて頂くようお願いします。
コロナ以降、ローテーションが、錯綜しているので、一括して整理しました。

1　教育研究全国大会宮崎大会　8月3日(日)　岐阜県
参加割当数未定、研究員を優先する。令和7年度は講演会のみとなります。

2　教育シンポジウム／講演会　11月15日(土)　Web開催
Web開催のため、割当数なし
テーマ、内容、未定

3　次期リーダー研　8月21日(木)～22日(金)　東京
派遣予定2(支会1、県1)
全国各単位団体の次期リーダー育成が目的。現役員・次期役員候補の参加を優先。

4　台湾訪問研修　1月3日(土)～7日(水)予定　　宮崎出発1月2日(金)＆前泊
派遣予定2(支会2)
一部、旅費の個人負担をお願いします。県からは2万円補助します。
その他、国内旅費、海外旅行保険等諸経費、及び、共通経費(台湾側へのお土産代等)が必要です。

5　全日教連定期大会
派遣予定4(支会2. 県2)

6　支会／支部割り当て(動員枠1の場合は、①を優先)

年度	宮崎	南那珂	都北	西諸	西都・児湯	日向	延岡	西臼杵
5	次期					台湾		40周年
6		次期①	次期②	台湾①	台湾②	定期大会①	定期大会②	
7	定期大会①			次期②	次期①	台湾②	台湾①	定期大会②
8	台湾②	定期大会①	定期大会②			次期①	次期②	台湾①
9	次期①	台湾②	台湾①	定期大会②	定期大会①			次期②
10		次期②	次期①	台湾②	台湾①	定期大会②	定期大会①	

7　お願い事項
○　旅費を節減するため、参加者の人選を迅速に行い、速やかにご報告をお願いします。
○　台湾訪問研修を除き、県外旅費と宿泊費の個人負担は原則ありません。
・　研修会参加の場合は、県内旅費の支給はありません。
・　会議の場合は、県内旅費については、公的交通機関の領収書があれば、支給されます。
なお、自家用車等を利用した場合は、宮教研連県内旅費規定に基づき、支給されます。
・　開催地最寄駅から会場までの旅費等が、一部、個人負担となる場合があります。
・　旅費・宿泊費に含まれない経費及び、懇親会参加費は自己負担をお願いします。
・経費削減のため、日当は廃止します。

8　参加者の報告
報告先：宮教研連事務局　0985-27-4508／070-5416-0833
jmkc@miyakyoukenren.sakua.ne.jp
報告内容　参加者の氏名、勤務先、住所、性別、年齢、喫煙有無、携帯電話番号、メールアドレス　等

Zoomアカウントの支会での使用について

宮教研連本部では、コロナ禍以降、Zoomのアカウントを年間契約し、会場に来場できない会員にも研修の機会をご提供しております。しかし、毎月、数回の使用にとどまっています。そこで、せっかく、有料で契約しますので、有効に活用するため、以下のような要領で、県本部が契約したアカウントを、ご希望の支会等で利用できるように致します。

○ 利用規定

・ 利用は、県本部の利用に支障のない範囲で行います。利用は4時間以内です。
・ 利用できるのは、以下の通りとします。私用には使えません。
　・支会主催の研修や会議等（回数の制限なし）
　・会員である管理職が代表者を務める研究団体が主催する研修会等（各団体年2回以内）
・ 利用には、料金は頂きません。ただし、回線使用料等、経費は、各支会負担です。
・ 接続確認後、ホストを支会に委譲します。その後、県本部は回線を切る場合があり、途中、不具合があっても対応はいたしません。
・ 接続や使い方等への技術的支援はできません。

○ 利用手順

① 利用予約
　利用日時を宮教研連事務局へ電話で予約してください。先着順（県本部の利用を優先）に受け付けます。予約確定後、申込書を提出ください。

② ミーティングIDとパスワードの連絡
　利用日の1週間前までに、ミーティングIDとパスワード、及び、URLを連絡します。

③ ミーティングの開始
　利用時間30分前までに、県本部の方でミーティングを開始します。
　開始後、主催者へ電話連絡を行い、ミーティングに入っていただきます。
　主催者がミーティングに入ったことを確認後、ホストを委譲します。

④ ミーティングの終了
　ミーティングが終了後、宮教研連事務局に、終了したことをご連絡ください。

宮教研連　Zoom 利用申込書

支会名		受付日時 （本部記入）	令和　年　月　日 時　分
担当者名		電話番号	－　－
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ			
利用日時	開始：令和　年　月　日　時　分		利用時間
	終了：令和　年　月　日　時　分		約　時間　分
利用人数	約　名	主会場	
利用目的			
その他			

連絡事項(4)

令和７年１月２５日

会員各位

宮崎県教育研究連合会
会　長　　今村　信一
（公印省略）

宮教研連広報メールグループ（MKKR-MG）への加入について（ご案内）

時下　会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。

また、かねてより、宮崎県教育研究連合会（以下「宮教研連」と略す）主催の各種事業にご参加、ご協力頂き、深く感謝申しあげます。

さて、宮教研連では、様々な会員の皆様のニーズに対応するため、各種の研修会を毎年計画し、開催しております。しかしながら、県レベルでの研修会等の情報を会員の皆様に広くお伝えするには時間がかかるなどのため、これらの情報が皆様に行き渡っていないなどのご意見も頂いております。

これまでも広報誌やチラシや、ホームページなどで情報発信に加え、C4th による連絡も行っているところではございますが、更に積極的な情報発信を行うため、宮教研連広報メールグループでの発信を行っております。

これにより、携帯電話や個人メールアドレスにも連絡が届くようになりますので、宮教研連広報メールグループへご参加下さるよう、ご案内申しあげます。

なお、宮教研連では、今後も様々な研修活動を推進して参りますので、引き続き、ご理解とご支援、並びに、研修会へのご参加等よろしくお願いします。

記

１　名　　称　　宮教研連広報メールグループ（略称「MKKR-MG」）
２　管 理 者　　宮崎県教育研究連合会　会長
３　運 営 者　　宮崎県教育研究連合会　広報部
４　内　　容　　宮教研連・全日本教職員連盟等が主催する研修・会議等の開催・参加募集のご案内
全日本教職員連盟共済会関係の各種保障・保険等のご案内　　その他
５　個人情報の管理等
・原則として、お預かりする個人情報は、会員の皆様のメールアドレスのみといたします。申込の際には、メールアドレス以外の個人情報は記載しないようお願いします。
・お預かりしたメールアドレスは、宮教研連広報メールグループの運用のみに利用します。特別の場合を除いて、第三者等に提供することはありません。
６　加入方法　　裏面をご覧下さい。なお、申込から利用までに、１週間程度を頂く場合がございます。お申し込みから１週間以上経過しても、連絡が来ない場合には、お手数ですが、宮教研連事務局へお問い合わせください。
７　連絡先等　　宮崎県教育研究連合会　事務局　〒880-0027　宮崎県宮崎市西池町 9-8　校長会館 2F
TEL＆FAX　０９８５－２７－４５０８　　携帯　０７０－５４１６－０８３３
Mail　jmkc@miyakyoukenren.sakura.ne.jp　または　mkkr.mlist@gmail.com

連絡事項(4)

宮教研連広報メールグループ(MKKR-MG)への登録方法

宮教研連広報メールグループ(MKKR-MG)は、「GoogleGroups」というサービスを利用していますので、登録者が Google アカウントを持っていない場合と持っている場合で、登録方法が異なります。

1 Google アカウントを持っていない場合

(1) MKKR-MG 管理者へメールを送る

グループのメールを受信しようとする PC や携帯端末から、MKKR-MG 管理者(mkkr.mlist@gmail.com、右のQRコード)へメールを送ってください。タイトルは、わかりやすく「宮教研連 MG 参加希望」等としてください。また、内容には、なお、個人情報保護の観点から、氏名・所属名等、個人が特定できる情報が含まれる内容は、書かないようお願いします。

(2) MKKR-MG 管理者から登録されたとのメールが届く

メールを送ってから、最大1週間以内に、『グループ「宮教研連 広報メールグループ」に追加されました』というメールが届きます。これで、登録は完了です。

2 Google アカウントを持っている場合

上記 1 と同様の方法で登録することができます。ご自身の Gmail から MKKR-MG 管理者へメールをお送りください。

または、以下のように MKKR-MG グループに、直接メンバー登録を申し込むこともできます。

(1) GoogleGroups のサイトへアクセスし、自分のアカウントでログインする。
https://groups.google.com/forum/#!forum/mkkr_kouhou → にアクセスします。

(2) メンバー登録を申し込む

(3) MKKR-MG 管理者から登録されたとのメールが届く

申込を行ってから、最大1週間以内に、『グループ「宮教研連 広報メールグループ」に追加されました』というメールが届きます。これで、登録は完了です。

資料(1)

宮崎県教育研究連合会規約

第１章　総　　則

第１条　この会は、宮崎県教育研究連合会と称する。

第２条　この会は、県内の学校（大学及び高等専門学校を除く）に勤務する教育関係職員をもって構成する。尚、この会の趣旨に賛同するものを賛助会員としておくことができる。

第３条　この会は、事務局を宮崎市内に設け、事務局員をおく。

第４条　この会は、教育関係職として人格と識見を高め、宮崎県の教育の充実発展に努め、もって中正な教育の振興に寄与することを目的とする。

第５条　この会は、次の事業を行う。

(1)　会員の人格、識見の高揚に関すること。

(2)　教育の振興と児童生徒の学力向上に関すること。

(3)　教育内容、指導法の研究等教育関係職員としての研修に関すること。

(4)　教育施設、教育環境の整備に関すること。

(5)　会員の福利厚生、地位の向上に関すること。

(6)　各地区団体及び会員相互の親睦、連絡並びに情報交換に関すること。

(7)　その他、この会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第２章　組　　織

第６条　この会は、県内の支会及び個人会員で組織する。

２　支会が存在しない地域に、支部をおく。支部については、理事会規則で、別に定める。

第７条　この会は、事業遂行上の必要に応じて専門部を置くことができる。

第３章　機　　関

第８条　この会に次の機関を置く。

１．代表委員会　　２．三役会　　３．評議員会　　４．理事会　　~~５．支会理事長会~~

第９条　代表委員会は、総会に代わるものであって、この会の最高決議機関である。

２　会長は、代表委員を招集し、代表委員会を開く。支会長会が必要と認めたときは、臨時代表委員会を開くことができる。

３　代表委員会は、本会の役員及び支会・支部の代表委員で構成し、その過半数によって成立する。代表委員の選出については、別に定める。

４　代表委員会では、次のことを審議決定する。

１．規約・運動方針・宣言の制定改廃　　２．役員の選出　　３．事業計画

４．予算・決算　　５．その他必要事項

第10条　三役会は、会長・副会長・理事長で構成し、会長の諮問機関として、必要に応じて会長が招集する。

第11条　評議員会は、支会・支部の代表である評議員で構成し、代表委員会に次ぐ決議機関とし、次のことを審議決定する。

１．代表委員会の提案事項　　２．その他、事業推進上必要な事項

資料(1)

第 12 条　理事会は、この会の執行機関であり、第 14 条に定める役員で構成する。但し、監事はのぞく。

２　理事会は、会長が理事を招集し、次の業務を行う。

(1) 決議機関から委託された事項の執行に関すること。

(2) 支会長会に提出する議案に関すること。

(3) 緊急事項の処理に関すること。但し、この場合は、次の支会長会において必ず承認を得なければならない。

第 13 条　支会理事長会は、事業執行にかかる連絡調整を行う。

第４章　役　　員

第 14 条　この会に、次の役員を置く。但し、副会長は支会・支部代表３名と女性職員１名で構成する。

○　会長（１名）　○ 副会長（４名）　○ 理事長（１名）　○ 副理事長（２～３名）

○　理事（支部理事を含む。２０名以内、会長が必要とする数）

○　監事（３名）　○ 会計（１名）

２　会長及び副会長、理事長、会計、監事は、評議員会で審議し、代表委員会で承認する。

副理事長は、理事会で互選する。

理事は、会長が委嘱する。

第 15 条　役員の任務は次のとおりである。

(1)　会長は、この会を代表し、執行機関の業務を統轄する。

(2)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。

(3)　理事長は、執行機関の業務を掌る。

(4)　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、これを代行する。

(5)　理事は、理事会の業務を分掌する。支部理事は、支部に関する業務も掌る。

(6)　監事は、この会の会計及び業務を監査する。

(7)　会計は、この会の会計を掌る。

第 16 条　役員の任期は、１年とし、再任を妨げない。

２　補欠のための役員の任期は、前任者の残存期間とする。

３　役員は、任期満了または辞任を認められた場合においても、後任者に事務を引き継ぐまではその職務を行う。

第５章　顧問及び事務局・専門部

第 17 条　この会に顧問を委嘱することができる。任期は１年とし、再任を妨げない。

２　顧問は、会長の質問に答え、意見を述べることができる。

第 18 条　この会に事務局職員を置くことができる。事務局職員は、会長が委嘱する。

２　事務局職員の任期は２年とし、再任を妨げない。

３　事務局職員は、会長の命により、諸会議に出席することができる。

第 19 条　事務局職員の服務等に関する規定は別に定める。

資料(1)

第 20 条　この会には、第５条の事業を達成するために、以下の専門部を設けることができる。

例示　組織部　研修部　厚生部　広報部

特別支援教育部　養護教諭部　事務職員部　学校栄養職員部　その他

第６章　会　費

第 21 条　この会の経費は、各支会の負担金・支部会員会費・賛助会員会費・補助金および寄付金をもって充てる。

２　各支会の負担金及び支部会員会費の額は、代表委員会で決める。

３　年の途中において会の運営上必要を生じた場合、会長は会の代表として資金を借り入れることができる。

第 22 条　この会の会計年度は、4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第７章　入会及び退会等

第 23 条　第２条に定める会員の入会、退会及び休会等に関する事項は、各支会の規約に基づいて処理し、書面で支会長に届けることによって効力を発生する。なお、支部においては、別に定める支部規定によるものとする。

２　賛助会員の入会及び退会も書面で支会長に届けるものとする。但し、入会の場合は、支会長の承認を必要とする。なお、支部においては、別に定める支部規定によるものとする。

３　会員の入会及び退会等に関する異例且つ重要な事項については、評議員会で協議し、決定する。

第８章　附　則

1　この規約を運営する必要な規定・細則は、別に定める。

2　この規約は、平成８年５月 12 日より効力を生じる。

3　この改正規約は、第 38 回代表委員会において承認された平成 18 年５月 13 日より効力を生じる。

4　この改正規約は、第 40 回代表委員会において承認された平成 20 年５月 10 日より効力を生じる。

5　この改正規約は、第 43 回代表委員会において承認された平成 23 年５月 14 日より効力を生じる。

6　この改正規約は、第 48 回代表委員会において承認された平成 28 年５月 21 日より効力を生じる。

7　この改正規約は、第 50 回代表委員会において承認された平成 30 年５月 26 日より効力を生じる。

8　この改正規約は、第 52 回代表委員会において承認された令和２年５月 23 日より効力を生じる。

9　この改正規約は、第 53 回代表委員会において承認された令和３年５月 29 日より効力を生じる。

10　この改正規約は、第 54 回代表委員会において承認された令和４年５月 28 日より効力を生じる。

11　この改正規約は、令和７年 1 月 26 日より効力を生じる。

資料(2)

宮崎県教育研究連合会　慶弔に関する規定

第１条　この規定は、会員の結婚、災害、死亡にあたり、これを慶弔し、会員相互の融和と親睦を図ることを目的とする。

第２条　会員が、結婚・死亡・災害を受けた場合、これを慶弔するために支出する慶弔費は、次の基準により、雑費または拠出金より支出するものとする。

１　結婚　祝金　１０，０００円

２　死亡　香典　１０，０００円（花環または香典）・弔電
　　家族（配偶者、子、会員の父母）の死亡　弔電

３　火災　自宅全焼　１００，０００円（拠出金１人１００円）
　　自宅半焼　　５０，０００円（拠出金１人　５０円）

４　風水災害・震災
　　全　　壊　１００，０００円（拠出金１人１００円）
　　半　　壊　　５０，０００円（拠出金１人　５０円）

第３条　会員に慶弔が生じた時、当該支会及び支部役員は、直ちに本部事務局へ報告するものとする。

第４条　特に異例の場合については、その都度、本部役員で協議して定めた後、次回の理事会で承認を得るものとする。

第５条　この内規の改正は、理事会において定める。

第６条　この規定は、平成１２年４月１日より適用する。
　２　この改正規定は、令和７年１月２６日より適用する。

資料(3)

＜宮崎県教育研究連合会　会費規定＞（R7年度改定案）

第1条　この規定は、会費（各支会の負担金、及び、支部会員会費）の額等について定める。
第2条　会費（各支会の負担金、及び、支部会員会費）については、別表1のとおりとする。
第3条　休会中の会員の会費については、以下の通りとする。
　1）当該年度における休会期間が、6月以下の場合：半額免除
　2）当該年度における休会期間が、7月以上の場合：全額免除
第4条　年度途中の入会者の会費については、以下の通りとする。
　1）当該年度における加入期間が、7月以上の場合：半額免除
　2）当該年度における加入期間が、6月以下の場合：全額免除
第5条　退会者の会費については、以下の通りとする。
　1）当該年度当初の県本部が指定した日までに退会届が受理された場合は、会費は発生しない。
　2）県本部が指定した日以後に退会届が受理された場合は、会費は発生する。
第6条　この規定は、毎年、会員数の状況や収支等を踏まえて、見直しを行うものとする。
第7条　会員のうち、当該年度4月1日現在で、60歳以上、かつ、3年以上の加入経験のある者は、本人の希望により、賛助会員に移行することができる。
附則1　この規定は、令和4年4月1日より施行する。
附則2　この規定は、令和5年5月27日の代表委員会で改定し、直ちに施行する。
附則2　この規定は、令和7年5月25日の代表委員会で改定し、直ちに施行する。

別表1　会費年額

職区分	加入年	支会		支部会員会費
		会員徴収額の例	県への負担金	
一般職	1年目	¥5,000	¥3,000	¥4,000
	2～3年目	¥6,000	¥4,000	¥5,000
	4～5年目	¥10,000	¥5,000	¥6,000
	継続	¥18,000～ ¥20,000	¥16,800	¥17,800
管理職	1年目	¥8,000	¥5,000	¥6,000
	2～3年目	¥12,000	¥10,000	¥11,000
	継続	¥18,000～ ¥20,000	¥16,800	¥17,800
講師	ー	¥3,000	¥1,500	¥2,500
賛助	終身会費	¥6,000	¥5,000	¥5,000

※（1）　別表1の支会会費徴収額の例は、あくまで例示であって、これにより、実際の支会での徴収額が、一律に定められるものではない。
※（2）　別表1の支部会員会費は、支会が存在しない地域に所属先がある会員の会費徴収額である。県への負担金に事務経費を加算している。
※（3）　別表1の支部会員会費については、会員個人が県本部指定の銀行口座に振り込む方法で支払うことを原則とする。ただし、振込手数料は県本部の負担とする。

支部規定（理事会規則）

条・項	支部規定
第１条	総則　この規定は、宮崎県教育研究連合会傘下の支部について、その組織、事業等について定める。
第２条	支部　支部は、支会が存在しない地域に所属先がある会員で、地区ごとに組織する。 ２　支部は、当該支会が解散・消滅した翌日から、運営する。
第３条	入会及び退会等　支部においては、規約第２条に定める会員の入会、退会、休会等に関する事項は、支部理事を経由して県会長に届けることによって、効力を発生する。 ２　支部において、新たに、入会を希望する者は、所定の入会届により支部理事を経由して県会長に届けるものとする。 ３　支部において、退会を希望する会員は、所定の退会届により支部理事を経由して県会長に届けるものとする。なお、年度始めの県本部が指定した日（５月中旬頃）までに退会届が受理されない場合、当該年度における会費が発生するものとする。 ４　支部において、休会を希望する会員は、支部理事に口頭で届けるものとする。届けを受理した支部理事は、県会長へ報告するものとする。
第４条	会費　支部会員は、別に定める支部会員会費を、県会長が定める方法により納入することとする。
第５条	支部事業　支部は、次の事業を行う (1) 県本部事業の運営・連絡・調整・広報に関すること (2) 会費の徴収、納入 (3) その他、宮教研連の目的を達成するために必要な事業に関すること。
第６条	役員　支部には、支部顧問、支部理事、連絡員をおく。任務は以下の通りとする。 (1) 顧問は、支部理事の委嘱の他、宮教研連事業の広報の支援、会員勧誘の支援等、支部理事の業務を支援する。また、県副会長を兼ねることができる。 (2) 支部理事は、県本部・支部の事業の実務を行う。必要に応じて復数おくことができる。支部理事は、県本部理事を兼ねる。 (3) 連絡員は、県本部・支部の事業に係る文書送達等の実務を行う。必要に応じて復数おくことができる。
第７条	本規定の各条に定めるものほか、支部に関する事項については、理事会において決定する。
第８条	(1) この規定は、令和７年１月２６日より施行する。 (2) この規定は、令和７年５月８日に改定し、即日施行する。

役員の選任に係る内規(理事会内規)

この内規は、県本部・支部役員の選任に係る事項をまとめたものである。これらの多くは、これまで、担当者間で、口頭で引き継がれてきた経緯もある。しかし、担当者が代替わりしていく中で、明文化して引き継ぐ必要性が生じたため、内規とした。

1 県会長の選任

(1) 県会長は、特段の事情がある場合を除いて、宮崎地区の校長(会員)とする。
宮崎市会校長会に、人選をお願いする。

2 県副会長の選任

(1) 県副会長は、4名とする。支会長・支部顧問(会員)や連携団体(女性管理職の会他)からの推薦者の中などから、県会長が委嘱する。

3 全日教連役員候補者の選任

(1) 全日教連副役員のうち、宮教研連へは、役員立候補者として、例年、副委員長 1, 執行委員 1, 監査委員 1 名が委嘱される。

(2) 副委員長は会長が、執行委員は理事長が、監査委員には県会長が委嘱した者(女性管理職の会に候補者の推薦を依頼する)があたる。

(3) 全日教連役員は、継続・新任にかかわらず、毎年度、選挙により改選される。12 月頃に立候補の告示後、立候補届を提出する。1 月に選挙が実施され、選任される。

(4) 宮教研連会長や理事長が退任し新任となる場合は、年度初めにならないと誰が就任するか確定できないため、とりあえず、12月には前任者が立候補しておいて、年度始めに、新会長・新理事長が確定後、全日教連で補欠選挙を実施して頂き、選任される。

4 全日教連専門部員の選任

(1) 専門部員については、例年12月頃に希望調査が行われる。集約後、全日教連より、選任する部員数が示される。

(2) 専門部員については、会員の中から、県会長が任命する。

5 支部役員の選任

(1) 支部顧問は、支部内の校長(原則会員。校長会員がいない支部は会員でなくてもよい)にお願いする。支部がある支会校長会に、人選をお願いする。

(2) 支部理事は、役職を問わない。支部の会員数に応じて、複数名おくことができる。支部理事は、県会長が支部顧問を通じて委嘱、任命する。

(3) 支部連絡員は、役職を問わない。支部の会員数に応じて、複数名おくことができる。支部連絡員は、県会長が支部顧問を通じて委嘱、任命する。

7 附則

(1) この内規は、令和7年1月25日に制定し、即日施行する。

(2) この内規は、令和7年5月8日に改定し、即日施行する。(執行委員に係る規定追加)